

青森県報

第四千五百七十六号

平成三十一年
三月十三日
(水曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (こどもみらい課) …… 一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所
支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 道路の供用の開始…………… (道路課) …… 二
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) …… 二
- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (同) …… 三
- 換地処分…………… (農村整備課) …… 四

公告

告 示

青森県告示第百四十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定医	木村 要	木村内科医	内科、小児科	平成三十一年三月十三日
指定医の区分	氏 名	名 称	診療科名	指定辞退年月日
		所 在 地		
		主として指定難病の診断を行う医療機関		
		青森市佃三丁目五の三五		

青森県告示第百四十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	調剤薬局ツルハドラッグむつ小川店	所 在 地	むつ市小川町一丁目一〇四の一	指 定 年 月 日	平成三十一年三月十三日
-----	------------------	-------	----------------	-----------	-------------

青森県告示第百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	株式会社か ふう	主たる事務所の所在地	五所川原市字中 平井町二四の一	障害児通所支援の種類	放課後等 デイサービス	名 称	くるくる	所 在 地	五所川原市字中 平井町二四の一	指 定 年 月 日
株式会社み んなのべー ス	三戸町階上町大 字道仏字浜久保 一四の一八三	児童発達 支援	ココカラ	三沢市大字三沢 字堀口一七の五 七五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社み んなのべー ス	三戸町階上町大 字道仏字浜久保 一四の一八三	放課後等 デイサービス	ココカラ	三沢市大字三沢 字堀口一七の五 七五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
社会福祉法 人北心会	わがんせ	三沢市大字三沢 字堀口一七の三 八八	放課後等 デイサービス	〃	〃	平成 三・三・三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の 期 日
県道名川階上線	三戸郡南部町大字森越字町小路二七の一から 三戸郡南部町大字森越字前田二〇の二まで	平成三・三・三
県道橋引上名久 井三戸線	三戸郡南部町大字森越字大宮二二の二から 三戸郡南部町大字森越字前田一の八まで	〃

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル十和田店
十和田市東十三番町三八の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目二の二
代表取締役 檜木野仁司
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー

福岡県福岡市東区多の津一丁目二の二

代表取締役 橋本野仁司

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、三五五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二一九台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三三台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一三八平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一四立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

八か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

八 届出年月日

平成三十一年二月十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

2 期間

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所
平成三十一年三月十三日から同年七月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年七月十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん三戸店

三戸郡南部町大字大向字後構二〇の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦  
変更しようとする事項

| 区 分                                  | 変 更 前                                                     | 変 更 後                                              | 変 更 日  |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------|
| 大規模小売店舗の設置に関する事項                     | 大規模小売店舗の設置及び面積<br>六八・〇平方メートル<br>(位置は、届出書添付図面のとおりに)        | 八九・六平方メートル<br>(位置は、届出書添付図面のとおりに)                   | 平成三〇・三 |
| 大規模小売店舗の営業方法に関する事項                   | 大規模小売店舗の営業時刻及び閉店時刻<br>株式会社菅文<br>開店時刻 午前七時<br>閉店時刻 午後八時三十分 | 株式会社菅文<br>開店時刻 午前七時<br>閉店時刻 午後八時三十分<br>未定<br>二十四時間 |        |
| 大規模小売店舗の駐車場の出入口の位置及び面積               | 五か所<br>(位置は、届出書添付図面のとおりに)                                 | 四か所<br>(位置は、届出書添付図面のとおりに)                          |        |
| 大規模小売店舗の荷さばき施設におきまして荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前六時から午後九時まで                                              | 荷さばき施設①<br>午前六時から午後九時まで<br>荷さばき施設②<br>二十四時間        |        |

届出年月日  
平成三十一年二月十二日  
届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

平成三十一年三月十三日から同年七月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年七月十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、黒崎地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                    |                                           |                                |
|------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|
| (発行者・発行人)<br>青森市長 島一丁目一番一号<br>青森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋町三丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|